

昭和二十五年十月

年少労働者の人身売買調査報告書(第二回)

労働省婦人少年局年少労働課

目次

まえがき

一、調査方法

(一) 調査期間

(二) 調査対象

(三) 調査方法

(四) 調査項目

(五) 調査担当者

二、調査の結果

(一) 事件の範囲

1. どの地方から何果へ売られているか

2. 契約はいつ履行されたか

3. 身売り児童の年令口どの位か

(二) 親元の状況

1. 親元の職業

2. 親元の生活状況

(三) 仲介者について

(四) 契約内容について

1. 契約期間

2. 前渡金

3. 契約書

(五) 養育先の状況

1. 就業マ務

2. 就業の状況と報酬について

3. 教育状況

(六) 身売り児童の保護について

むすび

わが国では昔からいつの時代にも、貧困階級の子供が父母の杜絶を救うために、他人の家へ前借金で働きにくく、いわゆる人身売買が行われてきた。戦後、それを廃止していた人身売買業者が、新聞紙上によりあげられたのは昭和二十三年十一月であつたことは、まだ記憶に新しいことと想ふ。その後、人身売買は隠微に回復され、関係各機関の調査取組にも軌道にのり、多くの追ひれた年少者に適切な保護の手が加えられたことは、さきに中間報告（昭和二十五年四月）にいわゆる人身売買に関する報告書で明らかにした。

しかしながら、最近の世相の深刻化——大衆消費や長閑な世相、又は窮乏のための棄子心中や自殺するふえといくのを理てもわかる——は、ますます貧窮階級の子供を犠牲にし、人身売買事件も跡をたないところか、かえつてふへいく状態である。

では、最近の増加はどの程度であるか、どの地方に多いか、契約の内容客はどのような傾向にあるか、等々、その後の人身売買の実態を把握するために、当課で調査を行つたが、その結果がまとまつたので概略をこゝに報告しようと思ふ。

またこの調査は、実際に人身売買の何分の一、何十分の一を把握できたかは測定できぬこととあり、又結果も本明の点が詳細に乏しかった。しかし、このさうやかな資料によつてもなお年少者に多い人身売買の実態を知り、その根本原因を究明する上にも一つのよすがとなることと信じ、関係機関ならびにならう世の人に提供するのである。

一 調査方法

一 調査期間——昭和二十五年当初から同年六月末日までに発生した事件を調査するため、本年六月末日から七月末日までの一ヶ月間に行われた。

二 調査対象——歳十八才未満の年少者で、前借金や長期契約のもとにあらぬ方面の業種に固定されて働いていたばかりの年少者を主とし、その他基準法第五十八条、五十九条の違反を伴つて住みこみと出いてゐるものも含む。

(三) 調查方法——各郡町村農民生産、販賣相談所、町村基幹團、旅費者、國家地方警察本部、地方は精糖又は粗法は精糖等關係各方面にすでに把握されてゐる資料に基く調査を主とし、必要に於ては他の情報に基く末尾調査を行つたものである。

(四) 齋戒與目

冠重氏也。耳令、注別、統柄、住所、動極、瀬元の転業、家族数、家賃の收入程度、雇用先の住所、取票、雇用年月日、業務内容、就労状況、契約内容、仲介手数料、処置状況、帰郷希望の有無、把握された區画

(五) 調查担台石——籍人少半自燃方底國寧

二、調査の結果

事件の範圍

人
どの地方から個類に売られているか

現成り現重の出発地は、さきの報告めときには、南九地方の農村又は旅館地帯を中心としていた。ところが、今回の調査では殆んど全四州に発見されたのである。即ち第一表によれば、一人も男傭り現重を出していない縣はわずかに一縣である。最も多く出しているのはやはり山形縣で、三四の名中凡九名を出しており中でも以前にも幾かつを最上縣は、一郡と三つの交さに出している。次いで多いのは東京と箱根の夫々二九名、奈良の二六名と割合に都會に多く現れている。

受入れ光景についてみて、やはり一人も受入れていない系は一四票しかなく、全国的にひろがつてゐる。前の報告で半数を占めていた栃木県は一一票しか獲得されず、最も多いのは神奈川県の一五二票である。況いで千歳の二五票、埼玉の三一七票、東京の二八七票、大阪＝四名の順が多い。これもやはり関東地方の農村と共に、都会にも多く受入れられていく傾向を示している。これは産米先の庶民が以前は主として国産米東京の手配にぞつたが、最近では都会附近の特産飲食店が多くなつたためである。

第一卷

[illegible]

又、契約はいつ履行されたか。

契約締結期に充てられた租重をわけてみると、次の第二表となる。これによつて、昭和二十三年の末に明る
 外に出された人同義買が、その後取締りの強化によつて、一時影をひそめたかのようにみえていそが、實際
 第二表 契約締結期別

契約年 日		人数
昭和二十三年以前	一	一
昭和二十三年 中	一	一
昭和二十四年 一	六	一
二月	四	一
三月	三	一
四月	二	一
五月	七	一
六月	六	一
七月	三	一
八月	八	一
九月	九	一
十月	一	一
十一月	一	一
十二月	二	一
昭和二十五年 一	三	一
二月	五	一
三月	六	一
四月	七	一
五月	一	一
六月	一	一
計	三三六	一
不明	四	一
合計	三四〇	一

には増加していることが明瞭である。昨年の一〇月頃から、新たに
 契約するものがふえ始め、本年に入つて契約したものも二〇〇名程
 増された。本年の三月は六五八、四月は四七八となつてゐるが、一
 ケ月に数十名の租重が漸次に増えられていくような状態が、一体
 いつまで続くのかめらうか。経済の不安定度を顕微に現して、封売
 リ租重の数が、表面に表れただけでもこのようにふえていく。よし
 てまだまだ増進している件数が多という実状はまことに憂うべき
 状態といわねばならない。

昭和二十三年以前の契約者の中には昭和十六年という年もあり、
 首契約した君でまだ返還されない君もあることを承知している。

なお、さきか報告による君を合わせると、昭和二十三年以前に契
 約した君三二名、昭和二十三年中に二五名、二十四年に一七名
 二十五年に二〇〇名の契約した君が把握されたこととなる。昭和二
 十五年は六月までの君ですでに二百名ということになり、並席に多
 くなつてゐることがわかる。

3. 売れり児童の年令はどの位か

今回の調査によつても、入所児童は女、子供に相成らず多い。年令層を第三表によつてみると、一八才未満が三四〇名、一八才以上が三四一名で、大体半々である。又一八才以上の者は若い女である。一五才、一六才、一七才の年少者が非常に多いが、満一五才以上であれば基準法の保護によつて正しい販路にもつける年令である。この賣れ児童層にある年少者が、親元から引き離されたところへ付きてゐることは、それだけでも大きな問題であらう。

第三表 年令別売れり児童数

年令別	人数	%
一〇才未満	三	〇・四
一〇才	二	〇・三
一一才	五	〇・七
一二才	一	一・五
一三才	一	一・七
一四才	三	四・九
一五才	八	一〇・七
一六才	一〇	一三・八
一七才	八	一〇・一
一八才以上	三	四・五
不詳	七	九・六
計	七五	一〇〇・〇

三四〇名

(註) 第三表及び第十三表以外の調査結果表には、十八才以上の者を除き、満一八才未満の三、四〇名についてだけ集計した。

親元の状況

施設二のようによくの年少者が買われしなればならないか。といえ、親元と大抵が親の控除の食料が直接原因であることは前にも述べたとありである。この売れりの過渡の原因となつてゐる親元の状況を少し考察してみよう。

その生活状況を見てみよう。

2. 親元の生活状況

親元の収入程度と家族数も調べたが、親の収入は一定の収入のない者が多いため、余りはつきりした結果はでない。第五表を見ると、収入が非常に少ない多子家族がどちらかば圧倒的に多く、例外は殆んど見られない。即ち、一五、〇〇円以上のものは一件もなく、最高一五、〇〇円というものも二件あるが二件とも八人家族である。又家族数の少ない二人という家族では収入が三、〇〇〇円以下であり、三人家族も収入は非常に少ない。

収入の多いについてみると、一、〇〇〇円以下、二、〇〇〇円以下という家族があり、無家では田畑四反というのが七件もある。しかもこれらの家族は生活保護法の適用をうけて、扶助料を貰っているものを含んでいるのである。いかに扶助料が少いかうかがい知れると思う。

家族数については、四人から五人の家族が最も多いが、六人以上の多子家族も八九件の多さを数えられる。又一人以上というのも三件ある。

以上の他に父親のないため収入の全盛ないものも多い。東京の或る例では、父は戦死し、第二入をかけた母親の酒博をみて、歌のために豆鼓屋の養女になろうと覚悟し、三、〇〇〇円の前借で住み込んだ十五才の女の子が、女将の性遇や毎日の生活が耐えられず、飛び出して児童福祉所に保護されたという。又父も母もなく、祖父が六人の孫をかかえて死ぬのをし、一ヶ月三十四しか収入のない一家もある。或いは、父はいても病気で暮っているために、やはり一家の生活のため身売りした少女もいる。一家の収入は三、〇〇〇円の内九人家族で、しかもこの少女は一度児童福祉所に保護されるが、親元へ自分が置かれ、家中が餓死すると思ひ、自ら又越の長女家へと希望して転住しといったという。このような辛い親元の貧困が大部分を出めているのである。

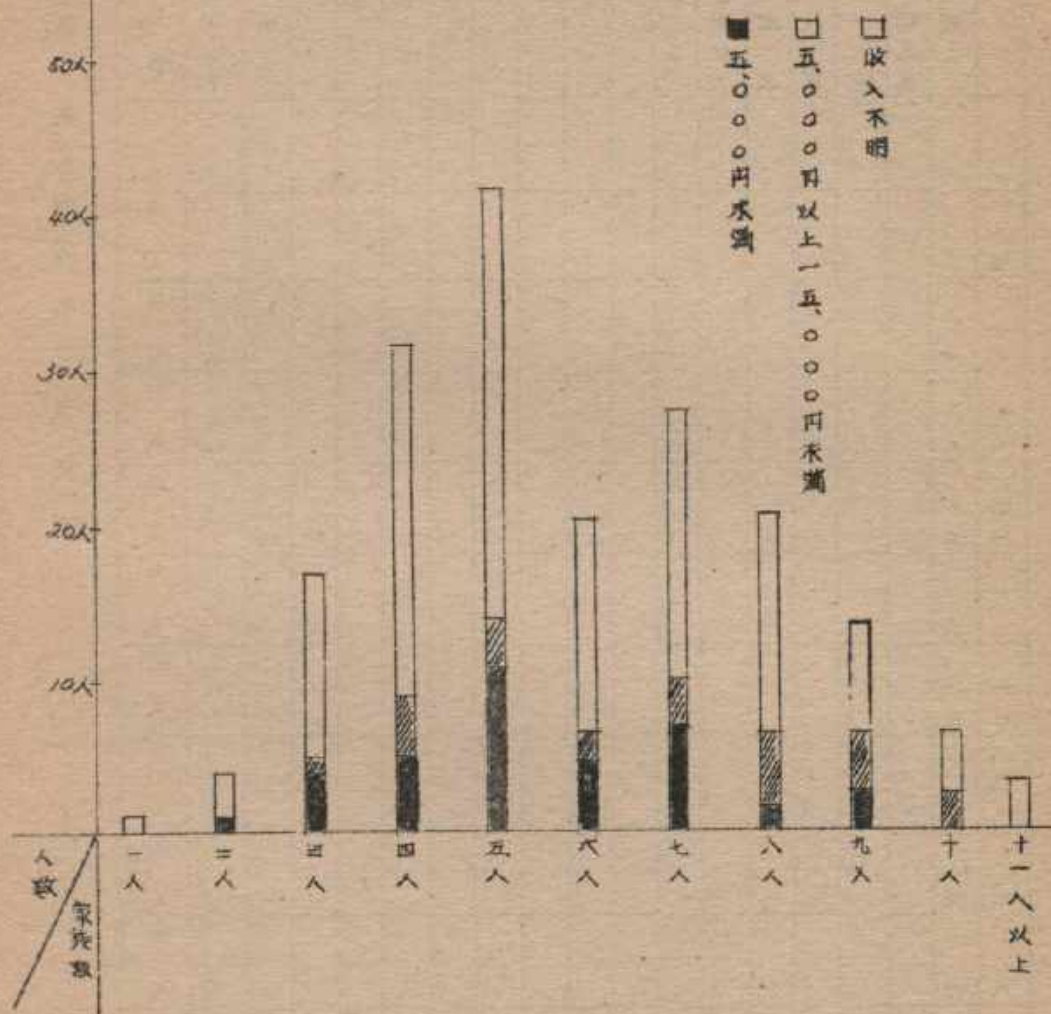
(註) 田畑等は収入というより財産であるが、収入金額が不確定のため、田畑で報告してきたものがあつた。同じ表に報告上まじりた。

第五表 親元の収入と家族数

計	不明	一町五反	一町	八反	田畑四反	一五〇〇〇町以上	一五〇〇〇町	一〇〇〇〇町	九〇〇〇町	八〇〇〇町	七〇〇〇町	六〇〇〇町	五〇〇〇町	四〇〇〇町	三〇〇〇町	二〇〇〇町	一〇〇〇町以下	親元の収入 の家族数
一	一																	一人
四	三															一		一人
一七	一五						一						一	一	一		一	三人
三二	二三				一				一		二	一	一	二	一		一	四人
四二	二五	一			二				一	一	一	三	二	二	二	四		五人
二〇	一三				一					二		二		一		一		六人
二七	一五				一		一	一			一	二	一	二	二	一	一	七人
二〇	一二	二							一	三	一		一					八人
一三	四			一	二	二	一				一			一	一			九人
六	四						一		一									十人
三	一	一																十一人以上
三一五五	一五五								一	二		一						不明
三四〇	二六四	四	二	一	七	一	二	四	三	五	六	七	九	七	八	八	三	計

親元の収入別家族数分布図

(並) 不明のものを除く



(三) 仲介者

第六表に示すように、仲介者は一七七という多数である。内訳は三約以上仲介した者が六六約、二約宛仲介した者が三三約、一約ずつの仲介者が三三八である。仲介者一人当りの仲介する宛数も多くなり、最も多いのは一人が四二人を仲介し手数料を一〇〇、〇〇〇の円近く得取つてゐる。これらの仲介者は等とつた者が多く、又日雇いや町商、大衆者が多いようである。これは貪しい客を取けるつもりで世話をする者もあれば、又自分自身貧困の余り仲介手数料はしさに仲介する者も多いことを窺はしてゐる。では大体一人世話をすれば幾ら得らうというのであろうか。

次の第七表によつて宛数一人あたりの手数料をみると、前の表告めときよりもぐんと上つてゐる。一人当り一、〇〇〇円から二、〇〇〇円のものがある。多いのになると二、〇〇〇の円から二五、〇〇〇の円という高額である。これは親の美しい女の子を後継者様に世話をした場合で、反対に余り親のよくない子を世話すると何と貰えないということである。又高額の嫁けとつてゐる者の中には親元への預け金から挨拶で横領したものもあり、だんぜん仲介者は味をしめて悪質になつてゐる。悪質なものの中には、震災孤児を賑々たり取り扱ひ、前借金五、〇〇〇の円を二回にわたつて搾取し、借金もどつていた者もある。又、父母のいない子をその叔父が引取り、父母の葬式用という名目で、前借金三、〇〇〇の円で親戚に渡してしまつた例もある。その他、女店頭に世話をするといつて親戚の嫁を誘拐し持参者に世話をした者、母が仲介者と共謀して娘を売り、不倫の生母を産むための費用にしていた例なども出てゐる。

このようにまた幼い純真な児童と、いかばかりの取柄や世話を世話をした仲介料をせしめ、或いは借金や前借金の返さねることが許されるべきであらうか。これらの仲介者達はいずれも皆偽善法はじめ親戚を騙して達反するため、すでに逮捕されたものも多く懲役の判決を受けたものもいる。

第六表

仲介者

出身要別	仲介者	仲介手数料通計	知	備	考
大阪	徳木三ツ工	四二	仲介手数料通計	二才	作男三回、食の
青玉	内海常治	一五九〇〇	〃	二才	〃
大阪	長谷川ヤス工惣五右	七九一〇〇	〃	二才	〃
神奈川	山岸良三	二九〇〇〇	送換	二六才、銀取	〃
山形	藤田作	五八七五〇	〃	五五才、珠袋大、前科五犯	〃
大阪	山本ヤス工	二六一〇〇	〃	〃	〃
大阪	後岡庄市	三九四〇〇	〃	〃	〃
山梨	近藤植市	九一〇〇〇	送換	五七才	〃
山梨	前口栄十郎	一四五〇〇	〃	〃	〃
秋田	田中正雄	取面中	〃	〃	〃
大阪	下出牛代子	二八〇〇〇	〃	〃	〃
藤原	田井又雄	三〇〇〇〇	〃	〃	〃
神奈川	高橋栄吉	一九九〇〇	有換送換	三八才、毛一タ、襦袢	〃
山形	工藤一郎	九〇〇〇	〃	四二才、白襦	〃
神奈川	井沼元作	一八〇〇〇	送換	五〇才、銀取	〃
山梨	藤巻商輔	一四〇五〇	〃	六一才、白襦	〃
長野	中田清造	八〇五〇	〃	四六才、古物商	〃
大阪	水村しん	二一、一〇〇	〃	〃	〃
大阪	小林イナ	九〇〇〇	〃	〃	〃

大阪	大阪	大北	味濃	九	一八〇〇〇			二丈八、行間
山形	榎田	正一	九	三〇〇〇 （越後・高田半）	送校	八丈		
山形	田中	トヲヨ	九	四七六〇 （と越前）	"	四八才、日産六十シチ五ハ		
徳島	榎原	松子	九	一〇、〇〇〇	"	三八才、炭取		
徳島	大杉	ハル	九	二〇、〇〇〇	"	四二才、打間		
大阪	鶴口	廻西石	八	不明	送校	六二才		
新潟	渡辺	サヨイ	八	取調中	送校			
千葉	佐藤	徹彦	七	一八八〇 （越前）	調査中			
千葉	鈴木	シロキ	七	七、〇〇〇				
和歌山	中島	代枝	七	一、〇〇〇	送校	六〇才		
山形	秋葉	吉平治	七	五九八〇		五〇才		
山形	佐原	武志	七	七、〇〇〇				
富山	金山	池沢郎	六	一、三〇〇	送校			
千葉	大谷	作一	六	一、〇〇〇	"			
福賀	山口	タマ子	六	元〇	"	七四才		
秋田	工藤	敦一	六	五、〇〇〇 （と越前）	"	ペンキ取		
山形	竹田	金藏	六	二、〇〇〇				
大分	広重	クニ子	五	五、〇〇〇				
福岡	木下	正大郎	五	四、〇〇〇	送校			
山形	金沢	良助	五	一五、〇〇〇	目下行方不明	四一才、炭取		
鹿角崎	桐原	末吉	五	大五〇〇	送校	七五才、炭取		

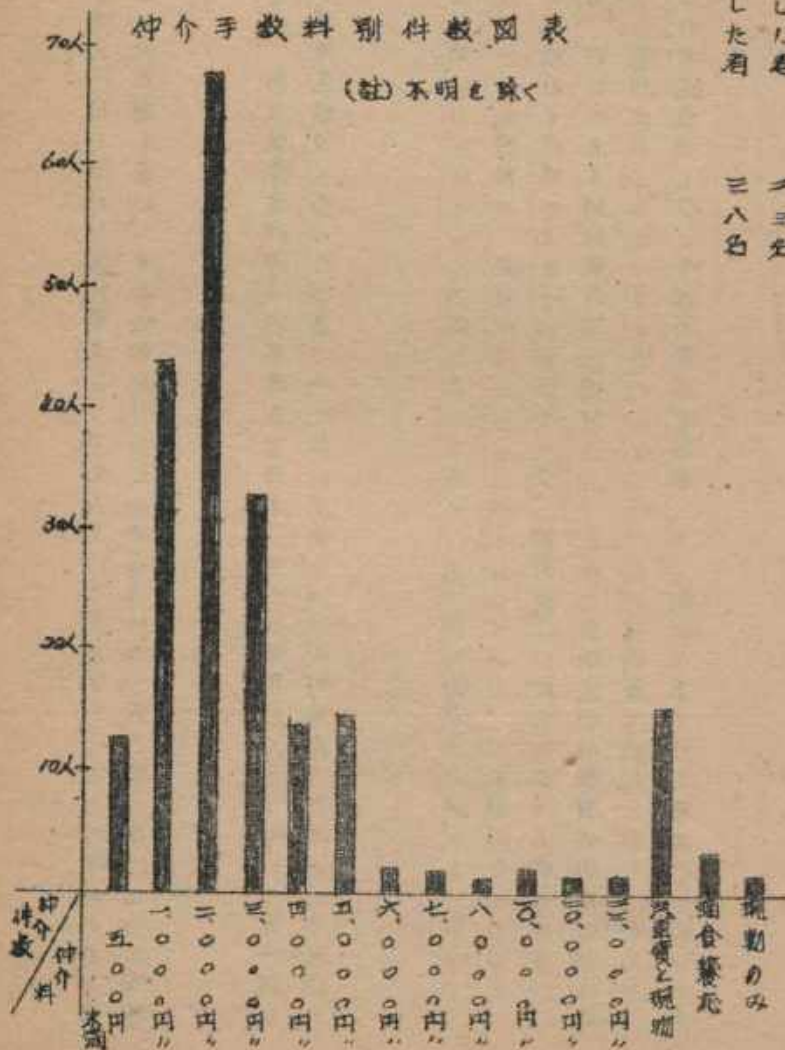
出男 氏名	仲介 氏名	仲介 児童数	仲介手数料総計 汽車賃の別	処 分	備 考
新木 益子	三 入	四	二、〇〇〇		三十才、助産婦
大阪 西田 貞松		四	四、八〇〇	身柄拘束調査中	
徳島 井田 良好		四	三、五〇〇	送検	六二才
山形 古内 輝雄		四	三、〇〇〇		二八才、日産
山形 森山 一郎		四	三、〇〇〇		三七才、料理人
山形 大塚 銀四		四	三、〇〇〇		二五才、農家
山形 殿崎 政勝		四	二、五〇〇		二三才、日産
山形 佐藤 源太郎		四	四、〇〇〇		五〇才、行商
鹿角 清水 てる子		四	七、五〇〇	送検	四五才、裁縫工
栃木 西田 常三郎		三	五〇〇		五〇才、總店商
茨城 上原 酒太郎		三	凡車賃のみ		
秋田 高橋 政次		三	二、四〇〇	告発中	
山形 中村 今朝雄		三	三、〇〇〇	或告発中	二五才、日産
大阪 橋井 竜代		三	六、〇〇〇		
大阪 山下 三郎		三	三、〇〇〇		
大阪 村上 伊三郎		三	二、〇〇〇		
和歌山 秋山 しんお		三	不明	書類送検	
〃 辻 平蔵		三	〃		
〃 田中 俊治		三	〃		
〃 田の上 ひで		三	〃		

[illegible]

その處一人で二名宛仲介した君
一名宛仲介した君

三八名

(註) 不明を疎く

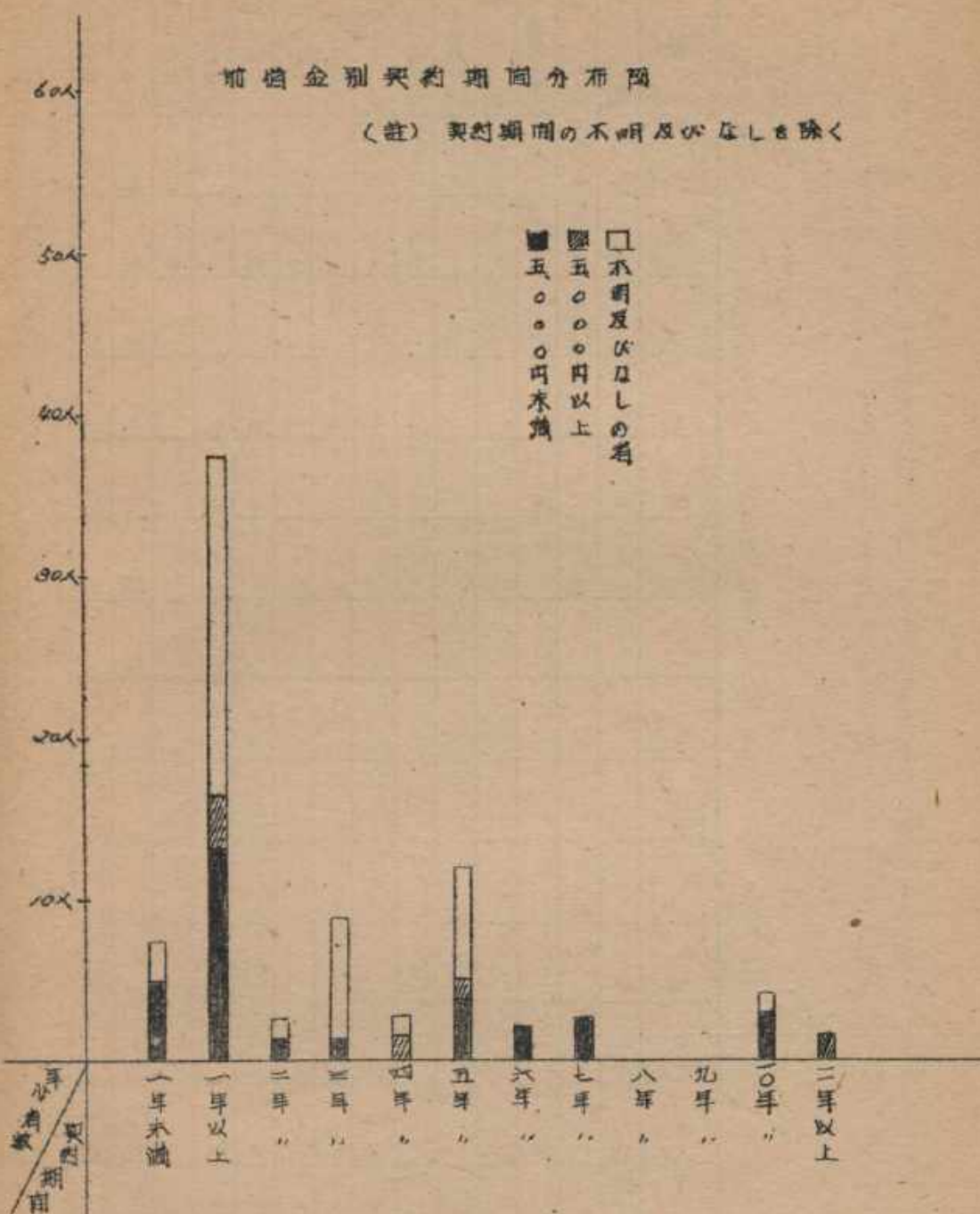


山形	府	大方	安藏	清水	掛泉
市矢衛	市	市	市	市	市
三	三	三	三	三	三
不明					
古藏中					
大藏才 料廻栗	三〇才 料廻栗	五六才 中蔵商	五七才 白倉	五七才 白倉	五七才 白倉

[illegible]

前借金別契約期間分布図

(註) 契約期間の不明及びなしを除く



3. 契約書

前にも述べたように、成文形式のものはいくなく、大抵口頭になつてゐる。中に「二契約書の記載を不たものもあるが、皆ながらの形式である。例えは期限をつけて元方に入籍させ、その期間中は體体に親子の由金を出さないこと。又本人を万一つ死ねた時は金貨を一日参りの割合で払うこと等が記されている。(添附別参照)

契 約 書

私儀、今般都合により長女の〇〇〇なる有を賣渡方へ昭和二十二年三月より満二十五才迄の十年間養育の区役所に入籍致す事を一任す。依て親父とて金三万圓也を通用仕り候事契証成り、但し入籍後三ヶ年間は一切親子の面会を致さず、若し契約中に地君に於て本人を連帯したる時は入籍の日より金貨として一日五十圓の割合にとその費用を支払うことを約す、依て後月力ためにこの契約一冊を入籍也

昭和二十二年三月

連帯保証人

○

○

印

(四) 養育先の状況

人、どんな環境に就いてゐるか。

昨年の報告で遺言を遺家に多く宛られていた児童が、養育の傾向として扶養母として雇われたいものが多く宛られてゐる。第九表をみると、わかるように、持主母一人、継母一人、特養母の各一人、三女、妹、七女、計一三女がこの種の取組である。

昨年の判明している者二五二名中約半数以上が二のようないかばかりの嫁所であるのをみれば、まことに年少者の福祉上大きな問題であると思ふ。そして法の目をこまかすために、米穀配給の年令を改定したり、一四才の年少者を一八と偽つて虎肴門前をさせたたり、表面上違反の相違をはかついた者も多く発見された。二のように法によりはつきり禁止されてゐる年少者の虎肴門前が、一般の虎肴門前の増加と共に示されていくことはうれうべき状態といわねばならない。又親家の手帳や作別は、農村方面の取りしまりがやゝきびしかったため減つてゐるが、それども色せて四八割ある。

住み二母で食事を與えらるるにしても、附助の寄附金には少な過ぎるようである。又海野部は一月月の収入が定まつてゐる者は少く、一ヶ月の水堀料の四割を本人、大體の産主に分けるのが多い。ところがこれも前借金同様、食費、衣料料を差引かれるため、手許にはいくらも残らぬ現状である。一例をあげると、一と才のある少女は元代一割四〇〇円、一ト宛六〇〇円の割で払い、その他一日にお菓子代五〇円、コタツ代五〇円、フトン代五〇円、食費一五〇円を差引かれるため、自分の収入は殆んどない状態である。

第十一表 概 観

報酬 金 別	兼 業 別	商 業	家 事 使 用	工 員	見 習 工	石 工	農 業	その他	計
一月一、〇〇〇円未満		三	二	一	五		二	四	六三
一、〇〇〇円以上		三	二	三		一	一		二一
二、〇〇〇円以上				一			三		五
三、〇〇〇円以上				一					
四、〇〇〇円以上		一							
五、〇〇〇円以上		一			一				二
計		八	二四	六	六	二	四三	四	九三

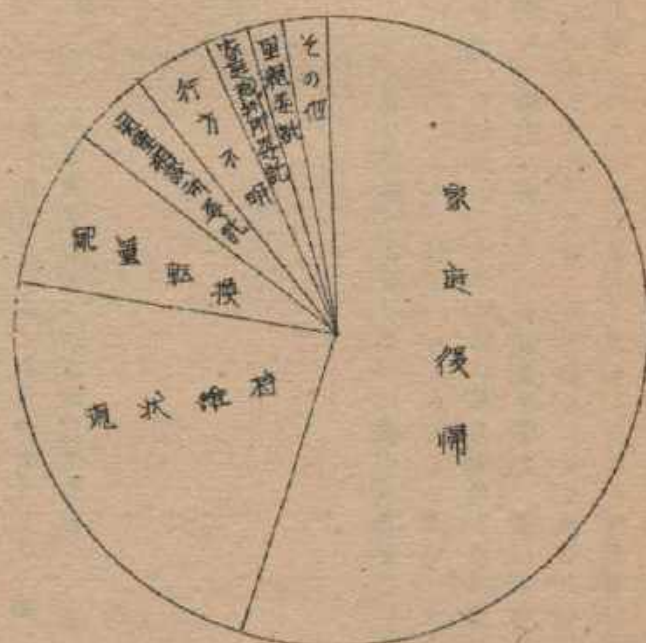
3. 教育状況

貸流りされた年少若連の就学程度を、第十一表によつてみると、小學校乃至は新制中學校を卒業してゐる者が相当にゐる。しかしながら、義務教育である小學校すら中退したり退学したりしてゐる者があつて三八名もゐることは、よい傾向でないことは明らかである。しかも小學校は卒業していても全額新制中學校に進学してゐない者も多い。このように一人前の義務教育を受けられないことは明治期児童のせいのなことのひとつであると思ふ。

処置方法別	件数
家庭後備	六八
産婆維持	二八
配置板敷	一〇
産婆相談所委託	五
行方不明	五
家庭裁判所委託	三
里親委託	二
送精	一
柱病院入院中	一
計	一二三
取組べ中	二一七
合計	三四〇

児童の処置状況

(注) 不明を除く



し、その解決を怠にしなかつたならば、いつまでたつても人身売買は根絶せられないのである。

現在、國家社會の至清不埒定のために生じた食料緊乏、又は大衆有身が、生活の危機を救うために遂に予伏と売らねばならぬという事態が多く生じているが、その年少者達はつまりは國家社會の犠牲である。この社會の犠牲者である人身売買の被害者のために、國家はどのような保護をしようとするか、根本になる至清扶助は微々たるものであり、又この事件を監督し年少者を保護する前線官や保員の人手は不足しているのが現状でありこれではますます人身売買はふえていく一方である。しかも國勢調査によつても、人身売買されたものの不良化が多くなつてきているといわれる。青森縣の例をとつてもいわれる。備子、いわれている出かばぎの年少者の中には七人も窃盗ならびに放火を切つていたものが發見されている。

以上のような事態を憂慮すべき状態を直視してどうすれば徹底的に人身売買を根絶せざるかという前題の解決案を深くつとめ、一日も早く実現せざるのかわれわれ社會一般の責任であると思う。

